

# 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案【再処理等拠出金法】」の概要

## 1. 背景

我が国は、エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)において、使用済燃料の再処理やプルスーマル等の核燃料サイクルを推進することを基本的方針としている。

政府の基本的な方針の下、原子力事業者は、共同子会社(日本原燃(株))を設立し、再処理等事業を共同実施してきており、必要となる資金は、再処理等積立金法に基づき、原子力事業者が、自ら外部に積み立てて確保してきた。

平成28年4月以降は、電気事業の小売全面自由化に伴い、地域独占・総括原価方式が撤廃されることで原子力事業をめぐる事業環境に大きな変化が生じる。原子力事業者の経営状況が悪化し、必要な資金が安定的に確保できないことや、各原子力事業者の共同子会社である事業実施主体が存続できないことにより、再処理等が滞るおそれがあるため、早急な対応が必要。

そこで、現行の再処理等積立金法を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に改め、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な措置を講ずる。

## 2. 法律の概要

- (1) 事業に必要な資金の安定的確保(拠出金制度の創設)
- (2) 再処理等事業が着実かつ効率的に実施されるための体制の整備(認可法人制度の創設)

## 3. 措置事項の概要

### (1) 事業に必要な資金の安定的確保(拠出金制度の創設)

- ◆ 再処理等に必要な資金を新設する認可法人に拠出することを、原子力事業者に対して義務付ける。その際、再処理工程と不可分な関連事業の実施に要する費用も拠出金の対象とする。  
【第2条第4項各号、第4条】
- ◆ 拠出金が支払われた場合、認可法人は使用済燃料の再処理等を行わなければならないことを規定。  
【第9条】

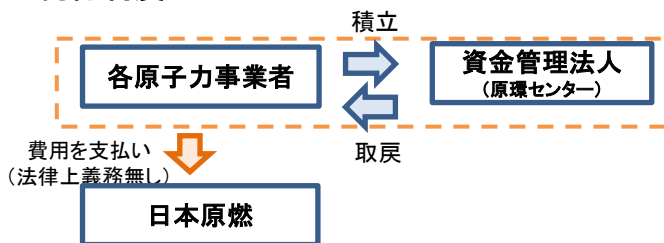
### (2) 再処理等事業が着実かつ効率的に実施されるための体制の整備(認可法人制度の創設)

- ◆ 再処理等を着実にを行う認可法人(使用済燃料再処理機構)を設立する。【第10条～第19条】
- ◆ 認可法人は主な業務として、関係する事業全体を勘案した実施計画の策定、拠出金単価の決定・拠出金の収納、使用済燃料の再処理等を行う。【第41条、第45条】

### (3) 適正なガバナンス体制の構築

- ◆ 認可法人においては、第三者(有識者)を含めて意思決定を行うとともに、認可法人の運営には国が一定の関与を行うこととし、事業全体のガバナンスを強化。【第4条、第16条、第23条、第25条、第31条、第45条、第20条～第28条等】

#### <現行制度(積立金制度)>



#### <新たな制度(拠出金制度)>

